

育児休業に伴う入所取扱いの見直しについて（案）

1 本市の取扱いについて

育児休業に伴う入所の取扱いについて厚生労働省通知（雇児保発第 0222001 号/H14.2 月）では、

- ① 次年度に小学校への就学を控えているなど入所児童の環境の変化に留意する必要がある場合
- ② 当該児童の発達上環境の変化が好ましくないと思料される場合、の 2 例について、継続入所として差し支えないとしている。

本市における育児休業取得の際の児童の保育所入所継続については、国の通知を基本としながらも、要件を一部緩和し、以下の要件に合致する場合、継続入所を認めている。

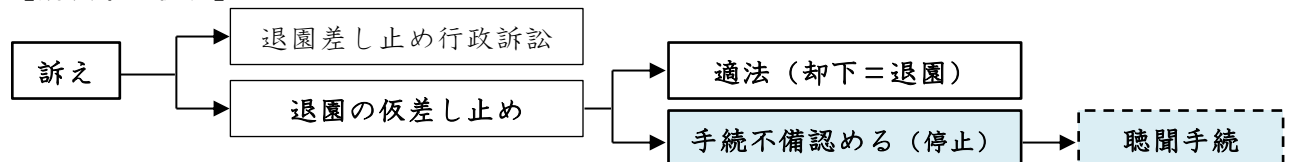
- ① 翌年度及び翌々年度に小学校への就学を控えている場合
- ② 当該児童にとって家庭内保育が好ましくないと認められる場合
- ③ 当該児童の近隣地域に幼稚園等一定の保育・養育支援が可能な代替施設が存在しない場合
- ④ その他、当該児童の環境の変化に留意する必要がある場合等、保護者が継続入所を希望し、その理由が適当と認められる場合

2 他市における訴訟事例について

本市と同様の取扱いとしている埼玉県所沢市では、「退園差し止めを求める行政訴訟」と、同時に「退園差し止めの早期判断を求める仮差し止め」が提起された。（提起件数は複数名）

このうち、「仮差し止め」の訴訟では、保護者個々の状況に応じて、司法判断が分かれている状況にあり、平成 27 年 9 月 29 日付の判決では、「途中退所に係る保育の解除処分は行政手続法に基づく不利益処分であり、聴聞が行われていない点について違法」との指摘がなされている。

【所沢市の状況】



3 運用の見直しについて（案）

本市でも今年度から待機児童が発生している現状にあるが、福島市、郡山市、会津若松市の 3 市では、育児休業中の児童の継続利用を認めている。

（福島市、郡山市では待機児童が発生している。）

また、他の自治体においても運用の見直しを実施する事例が報告されており、加えて、本市の保育所を利用する保護者からも、育児休業中の入所継続要件の見直しを求める要望が出されている。

このため、市としては、現行の運用については次のとおり見直しすることとしたい。

見直し案

育児休業中の保育所利用については、平成 28 年 4 月から「保護者の希望を考慮し、育児休業中の利用に制限を設けない。」運用とする。